

会社設立（法人化）を考える経営者さまへ

遠回りしたくない！！

将来の勝ち組社長に こっそり伝えたい会社設立のすべて

- ✓ 会社を新規に立ち上げたい！個人事業から脱出したい！
- ✓ 資金面も考えて、安定運営をそろそろ検討したい！
- ✓ 融資も含めてさらなる事業の展開を実現したい！
- ✓ 会社作りで失敗したくない！作ってから後悔したくない！
- ✓ 安く会社を設立するためのポイントを知っておきたい！
- ✓ 面倒な会社設立を手軽に！スピーディに申請したい！

会社設立のノウハウはこちらから…

吉田税務会計事務所

はじめに…

当サイトをご覧いただき誠にありがとうございます。

当サイトでは、これから会社を設立しようと考えられていらっしゃる方に向けて極めて基本的であり、かつ実用的なノウハウに絞ってお伝えしたいと思います。

これから会社を立ち上げようと考えていらっしゃる方の中には、
「会社設立って、面倒だなあ…」と漠然と感じている方も多いかもかもしれません。

しかし、会社設立は、ただ法務局に申請するだけではありません。
若干ややこしいながらも押えなくてはいけないポイントがあります。

これは「知っているか」「知らないか」の話でもあるのですが、すでに起業されている諸先輩たちも失敗してしまった“落とし穴”がたくさんあるのも事実です。

ですから、ややこしい法律や具体的なノウハウを把握した万全な状態で、会社設立を行うことは大変難しいと言えるでしょう。

そこで、簡潔にポイントをまとめさせていただきました！

新会社法のメリットや定款の作成、さらには、設立費用が4万円も安くできる電子申請についてまで、簡単にご紹介させていただきます。

皆様の、新しいスタートのご参考にしていただければ幸いです。

吉田税務会計事務所
税理士 吉田 敏由紀

法人化は事業発展に向けた1つのギアチェンジ

おそらく事業を前向きに展開されていらっしゃる経営者様であれば、一度は事業の法人化について考えられた経験があるのではないのでしょうか？

事業の加速を図るうえで、法人化はひとつの前向きなギアチェンジであると思います。もちろん、法人化がすべてのカギというわけではありません。タイミングを見ながらの判断が良いと思います。

簡単な、法人と個人との違いを下記のように一覧にしてみました。

視点		個人事業者	法人
経営	企業イメージ	個人として見られる	信用力が付いてくる 採用や営業がしやすい
	融資	保証人を付けたりと ややこしい	融資を受けやすい 受取可能な助成金がある
	許認可	特になし	代替りや事業承継の際に 引継ぎがスムーズ
損金計上	給料	基本的に必要経費と なりません	役員報酬として定額を損金計上 することができます
	家族への給料	届出をすれば、必要経費と して認められます	103万までは配偶者控除や扶 養控除の対象となります
	退職金	支払う事が出来ない	支払う事が可能 生命保険も一定の物は損金可能
その他		12月31日が決算日	決算日は自由に設定可能

もちろん、どちらにもメリット・デメリットはありますが、一定規模までの事業の運営や成長が見えてきた時点で、法人化にしていく事をお勧めします。

法人化（会社設立）によって、新しいステップを踏み出そう！

新会社法で手軽になった会社設立！

新会社法といっても、何がどうなの？という方に簡単にご説明します。
こんな変更がありました。

- ① **資本金は1円のみでもよい**…5年以内に資本金を1,000万円用意しなくても株式会社として存続可能に
- ② **有限会社の廃止！**…有限会社は設立できなくなります
- ③ **取締役を1名でも会社設立可能！**…3名の取締役と監査役を立てる必要が無くなりました

といった変更がありました。

上記に加えて、これから起業しようという方にとっては、今回変更となった下記の点も煩わしさを取り払う一因となるのではないのでしょうか？

- 役員の再選任：これまで2年に一度必要であったが、最大10年間まで延長可能
- 機関設計の自由：会社の実態にあった経営陣を敷くことができる
- 法務局の混み具合にもよりますが、機能的な事務所に依頼することで最短1週間から設立可能

挙げていくと様々ですが、要するに会社を設立しようという方にとってのメリットが非常に多いという訳なのです。そもそも、新会社法自体が旧態依然の古い法体制を改善し、新規に起業する方が起業しやすいようにという意図が含まれています

新会社法を最大限に活用して事業にあった会社設立を検討しよう！

失敗しない定款づくり！営業目的はこう創れ！

多くの方がご存知であると思いますが、会社を設立するためには、必ずどんな目的で会社を営業するのかを明確に設定しなくてはなりません。

これを明記した文書を定款と呼びます。

定款作成には、下記のような注意点があります。

- ① 営業目的の作成…明確に事業内容を作成する！当たり前の話であると思うかもしれませんが、単純な表記ほど難しいことはありません。

例えば、下記のようなケースもあります。

×建設工事業→○建築一式工事業（新築や増改築の場合）

この場合、具体的な工事内容が分からないために審査が通らず、後から定款変更の必要が発生し、時間と印紙代のロスになってしまいます。

- ② 役員の特定…新会社法により、役員は1人からでもOKですが、建設業で許可取得を考
える場合、経営経験（個人事業主あるいは取締役として5年以上の経験）のある方に役員
になっていただく必要があります。

- ③ 所在地の設定…株式会社の所在地は、最少行政区分にて設定！

会社の発展とともに事務所を移転していくのは、当然の流れです。

ここでのポイントは、「～県〇〇市」や「～県〇〇区」までにしておく事です。これによっ
て、同一行政区分であれば、移転をしても、定款の変更申請の必要はありません。

不要な手続き費用が発生しないように始めからキッチリ設定しよう！

失敗しない定款づくり！こんなところが要注意！

これから会社を設立しようという方にとっては、基本的な経営の常識であっても持ち合わせていないため、失敗してしまう点がいくつか見受けられます。

もう少しだけ、分かりやすい注意点を挙げてみましょう。

- ① **決算期の設定**…法人を運営していく場合、一定期間（会計期間）に上げた会社の収益に対して、適正な税金（法人税等）を税務署に納めなくてはなりません。しかし、設立当初の会社においては十分な収益がなく、税金が負担となってしまうため、税法上の優遇措置が取られています。これは、消費税の納税が2期分までは免除してもらえ
る事や、青色申告により初年度の損失分を最大7年間繰り延ばし
できる事などがあります。

ここで多い失敗としては、無理やり3月に決算期を当てようとして、設立が年明けの2月や3月であるにもかかわらず、3月を決算期としてしまい、最大2年や7年間受けられる期間を自ら縮めてしまい、会社経営を困難にしてしまうことです。

決算期は会社設立日からシッカリと約1年間分取れるように設定し、設立当初は健全な会社体質を構築しなくてはなりません。

- ② **資本金の設定**…会社設立時の資本金の設定は、いくらでも良いのですが、ここにもポイントがあります。

たとえば、当初から資本金を1,000万円と設定してしまうと、初年度から消費税の納税の義務が発生してしまいます。

また、反対に一定金額の資本金を初年度から設定しておいた方が良い場合もあります。例として挙げると、行政から建設業の許可を受ける場合、財産的要件として資本金500万円が必要となります。

申請に必要な書類はもりだくさん！しっかりと準備しましょう！

必要な書類は以下の通り（発起人設立の場合）。

申請に時間がかかってしまう場合の原因の大半は資料集めです。
確認しながら、しっかりと準備を進めていきましょう。

- 定款
- 発起人会議事録
- 設立時代表取締役を選定したことを証する書面
- 設立時代表取締役の就任を証する書面
- 設立時取締役の就任を証する書面
- 印鑑証明書
- 設立時取締役の調査報告書
- 払い込みがあったことを証明する書面
- 資本金の額の計上に関する設立時代表取締役の証明書

なんと！プロに依頼すると4万円分もコストカット！

会社設立を専門家に依頼する最大のメリットをズバリお伝えしましょう！

それは、何と言ってもコスト削減につながるという事です。

定款を電子定款での認証を依頼すると、印紙代の4万円が貼らなくても良いのです！！
意外と知られていないこの策。使わない手はありません。

このFAX用紙をそのままご送信下さい

FAX : 0256-33-0296

※ご検討中のプランに☑を入れて FAX にて、ご送信下さい。

① 会社設立（法人化）に向けた無料相談会に申し込む

- 法人化に向けた無料アドバイス
- 法人化への流れをご提案
- 創業期の経営アドバイス

費用：無料

② 会社設立専門家！設立スタンダードプランに申し込む

- 法人化に向けた無料アドバイス
- 設立に関わる費用、割引キャンペーン中
- 設立後の経営サポート

198,000 円

報酬：~~220,500 円~~

③ 会社設立専門家！スピード設立プランに申し込む

- 法人化に向けた無料アドバイス
- 設立に関わる費用、割引キャンペーン中
- 設立後の経営サポート

208,000 円

報酬：~~220,500 円~~

【ご記入欄】

お名前		お電話	
ご住所			
希望する会社名		※カタカナ、ローマ字でもOKです。	
事業内容		※業種や業務内容をご記入ください。	
資本金		※1円からでも設立できます。	

※お申込み用紙に記載されたお客様の情報は、会社設立に関わる当事務所業務に使用するほか、法令で定める場合を除き、お客様の承諾なしに他の目的に使用いたしません。